

8. 料金

要介護度 1～5	基本単位	身体介護 中心	20分未満	184単位/回
			20分以上30分未満	275単位/回
			30分以上1時間未満	436単位/回
			1時間以上1時間30分未満	637単位/回
			以降30分を増すごとに算定	84単位/30分
		生活援助 中心	20分以45分未満	201単位/回
		45分以上	248単位/回	
		身体介護に 引き続き 生活援助を 行った場合	身体介護に引き続き行われるサービスの 所要時間から計算して25分を増すごと に	身体介護の料金に加え 67単位/回
	時間外割増	早朝料金	午前6時から午前8時まで	25%割増
		夜間料金	午後6時から午前10時まで	25%割増
		深夜料金	午後10時から午前6時まで	50%割増
	加算 ①	初回加算	訪問初回月内にサービス提供責任者が訪問又は同行訪問を行った場合	200単位/月
		緊急時訪問 介護加算	居宅サービス計画にない緊急訪問を行った場合	100単位/回
加算 ②	介護職員処 遇改善加算 (I)	上記基本単位の1カ月分+加算①の1カ月分の合計に	13.7%	
加算 ③	介護職員等特定 処遇改善 加算 (II)	上記基本単位の1カ月分+加算①の1カ月分の合計に	4.2%	
減算	同一建物等 減算	事業所と同一の敷地内または隣接する敷 地内に所在する建物に居住する場合	10%割引	

◆1カ月の基本料金は、上記基本料金と加算単位①②の合計に、厚生労働大臣が定める1単位の単価10.21円を乗じた額（1円未満切り捨て）の介護保険負担割合証に記入されている負担割合に応じた額となります。

要支援 1・2 事業対象者	基本単位	介護予防型訪問サービス (I) 週に1回程度		1,176単位/月
		介護予防型訪問サービス (II) 週に2回程度		2,349単位/月
		介護予防型訪問サービス (III) 週に3回程度		3,727単位/月
		基準緩和型訪問サービス (I) 週に1回程度		941単位/月
		基準緩和型訪問サービス (II) 週に2回程度		1,897単位/月
		基準緩和型訪問サービス (III) 週に3回程度		2,982単位/月
要支援 1・2 事業対象者	加算 ①	初回加算	訪問初回月内にサービス提供責任者が訪問又は同行訪問を行った場合	200単位/月
	加算 ②	介護職員処 遇改善加算 (I)	上記基本単位の1カ月分+加算①の1カ月分の合計に	13.7%
	加算 ③	介護職員等特定 処遇改善 加算 (I)	上記基本単位の1カ月分+加算①の1カ月分の合計に	6.3%
	減算	同一建物等 減算	事業所と同一の敷地内または隣接する敷 地内に所在する建物に居住する場合	10%割引

◆1カ月の基本料金は、上記基本料金と加算単位①②の合計に、厚生労働大臣が定める1単位の単価10.21円を乗じた額（1円未満切り捨て）の介護保険負担割合証に記入されている負担割合に応じた額となります。